

北海道地域防災計画

(地震・津波防災計画編)

令和6年(2024年)年1月

北海道防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 計画の基本方針	4
第5節 北海道の地形、地質及び社会的現況	13
第6節 北海道及びその周辺における地震、津波の発生状況	15
第7節 北海道における地震の想定	23
第8節 震災に対する調査研究の推進	31
第2章 災害予防計画	34
第1節 道民の心構え	34
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	37
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	40
第4節 防災訓練計画	42
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	43
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	44
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	46
第8節 避難体制整備計画	49
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	54
第10節 津波災害予防計画	57
第11節 火災予防計画	60
第12節 危険物等災害予防計画	61
第13節 建築物等災害予防計画	65
第14節 土砂災害の予防計画	66
第15節 液状化災害予防計画	70
第16節 積雪・寒冷対策計画	71
第17節 業務継続計画の策定	73
第18節 複合災害に関する計画	75
第3章 災害応急対策計画	76
第1節 応急活動体制	76
第2節 地震、津波情報の伝達計画	92
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	106
第4節 災害広報・情報提供計画	109
第5節 避難対策計画	111
第6節 救助救出計画	120
第7節 地震火災等対策計画	121
第8節 津波災害応急対策計画	122
第9節 災害警備計画	123
第10節 交通応急対策計画	124
第11節 輸送計画	129
第12節 ヘリコプター等活用計画	131
第13節 食料供給計画	133
第14節 給水計画	134
第15節 衣料・生活必需物資供給計画	135
第16節 石油類燃料供給計画	137
第17節 生活関連施設対策計画	139
第18節 医療救護計画	141
第19節 防疫計画	145
第20節 廃棄物等処理計画	148
第21節 家庭動物等対策計画	149
第22節 文教対策計画	150
第23節 住宅対策計画	152
第24節 被災建築物安全対策計画	155
第25節 被災宅地安全対策計画	157
第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	159
第27節 障害物除去計画	161
第28節 広域応援・受援計画	162
第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	164
第30節 災害ボランティアとの連携計画	171
第31節 災害救助法の適用と実施	172

第4章	災害復旧・被災者援護計画	175
第1節	災害復旧計画	175
第2節	被災者援護計画	177
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	184
第1節	総則	184
第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	185
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	187
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	189
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	197
第6節	防災訓練計画	199
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	200
第8節	地域防災力の向上に関する計画	202
第9節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	203

【参考図表】

第1	北海道における地震被害想定
第2	液状化予測地質図
第3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
第4	津波被害予測（太平洋沿岸東部・中部・西部…H17～18）
第5	津波被害予測（日本海沿岸）
第6	津波被害予測（オホーツク海沿岸）
第7	太平洋沿岸の新たな津波浸水予測（H24）
第8	北海道太平洋沿岸における海岸保全施設等の設計に用いる津波の水位について（H25）
第9	日本海沿岸の津波浸水想定（H28）
第10	北海道日本海沿岸における海岸保全施設等の設計に用いる津波の水位について（H29）
第11	太平洋沿岸の津波浸水想定（R3）
第12	オホーツク海沿岸の津波浸水想定（R5）
第13	北海道オホーツク海沿岸における海岸保全施設等の設計に用いる津波の水位について（R5）

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、北海道の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって道民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第40条の規定に基づき作成されている「北海道地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、北海道防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「北海道地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（道民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は道民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、道及び市町村並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、道、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 北海道

事務又は業務
(1) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
(2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
(3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報に関すること。
(4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
(5) 防災に関する食糧の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。
(6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
(7) 避難指示等に関すること。
(8) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
(9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
(10) 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
(11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
(12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。
(13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
(14) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。

2 北海道警察

事務又は業務
(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
(2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報の収集に関すること。
(3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
(4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
(5) 危険物に対する保安対策に関すること。
(6) 広報活動に関すること。
(7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

3 北海道教育委員会

事務又は業務
(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
(2) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。
(3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。
(4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

4 市町村

事務又は業務	
(1)	住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
(2)	地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
(3)	防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
(4)	災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
(5)	防災に関する施設、設備の整備に関すること。
(6)	応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。
(7)	災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
(8)	消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。
(9)	避難指示等に関すること。
(10)	被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
(11)	災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
(12)	その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。
(13)	災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
(14)	被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。
(15)	要配慮者の把握及び擁護に関すること。
(16)	防災ボランティアの受入れに関すること。

5 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと。 (2) 北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局	事業場、工場等における災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保を図ること。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保を図ること。 (4) 被災中小企業の振興を図ること。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導を行うこと。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導を行うこと。
北海道開発局	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。 (10) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 (11) 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (12) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (13) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道運輸局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (4) 鉄道、軌道、索道及び自動車運送事業の安全の確保に関すること。
東京航空局	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。 (3) 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。 (3) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関すること。
札幌管区气象台	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

	(5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
--	----------------------------------------

機 関 名	事 務 又 は 業 務
第一管区海上保安本部	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭飼養動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

6 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊北部方面隊	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行 札幌、釧路、 函館各支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。

	(3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
--	----------------------------------------

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本赤十字社 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会に関すること。
日本放送協会 札幌放送局 (北海道地域拠点局)	(1) 地震・津波防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 地震・津波の情報、特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
東日本高速道路株式会社 北海道支社	高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。
電源開発株式会社 東日本支店北海道事務所	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと。 (2) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。
日本通運株式会社 札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
北海道電力ネットワーク株式会社	(3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ 日本コミュニティ放送協会 北海道地区協議会 株式会社S T Vラジオ	(1) 地震・津波防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 地震・津波の情報、特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道ガス株式会社など ガス事業者	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
一般社団法人北海道医師会 及び各郡市医師会	災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人北海道歯科 医師会及び各郡市区歯科 医師会	災害時における歯科医療活動を行うこと。
一般社団法人北海道薬剤 師会及び支部	災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人北海道獣医 師会及び支部	災害時における家庭動物の対応を行うこと。
北海道土地改良事業団体 連合会及び各土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般社団法人北海道バス協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道トラック協会及び各地区トラック協会	
一般社団法人北海道警備業協会及び支部	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道看護協会	災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会	災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人北海道建設業協会	災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。
ハートランドフェリー株式会社などフェリー会社	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送についての支援を行うこと。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 保険金や共済金支払いの手続きを行うこと。
商工会議所 商工会	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
一般病院 診療所	災害時における医療及び防疫対策について協力すること。
運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
空港運営権者	災害時における航空輸送の確保を行うこと。

第3 道民及び民間事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、道民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する道民運動を展開するものとする。

1 道民の責務

道民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- ② 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池携帯電話充電器等等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ⑤ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

(2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑤ 道・市町村・防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、道民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の

推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ④ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑦ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 道民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

- ① 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- ② 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村との連携に努めるものとする。
- ③ 市町村防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- ④ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- ⑤ 市町村は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 道民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、道民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く道民の参加を呼びかけるものとする。

第5節 北海道の地形、地質及び社会的現況

第1 位置及び面積

本道は、わが国の最北部、北緯41度21分～45度33分、東経139度20分～148度53分（北方領土を含む）に位置し、本州とは津軽海峡によって隔てられている。西は日本海、北東はオホーツク海、南東は太平洋の3海域に囲まれており、海岸線距離は4,440kmに達する。北海道本島その他、西には奥尻、利尻、礼文などの島々、東には国後、択捉など北方領土の島々があり、面積は83,424km²である。地質学的には本道は、南北性の東北日本弧と北東－南西方向の千島弧が会合する位置にあたる。また、中央部を構成する地質構造の一部はサハリンに延長している。

第2 地形の概要

本道の中央部には、襟裳岬から宗谷岬まで、ほぼ南北に伸びる稜線を持つ山地や丘陵地からなる山地帯が分布し、本道の背骨にもたとえられている。この山地帯は、南北に2列に並行して伸び、東列には南から日高山脈、北見山地が分布し、西列には南から夕張山地、天塩山地、宗谷丘陵が分布する。山地帯の2列の山地の間には、南から富良野盆地、上川盆地、名寄盆地などが分布し、細長い凹地帯を形成している。

山地帯の中央には、大雪火山群をのせる石狩山地が位置している。大雪火山群は、南北に連なる山系に直交するような千島火山弧の西方延長部であり、北東－南西方向に雁行配列をしながら、阿寒－知床火山列の火山山地に連なる。

山地帯の西側北部には、天塩平野、南部には石狩平野などの低地帯が広がる。石狩平野の西側は札幌から積丹半島につながる山地や渡島半島の軸となっている山地と、小規模な丘陵、山間盆地、海岸平野が火山地形と混在している。小樽から積丹半島、渡島半島西岸は、断崖を形成する岩石海岸が続いている。また、渡島半島には黒松内、長万部、八雲、森、函館を結ぶ低地帯がある。

積丹半島以北の日本海には広く大陸棚が発達するが、積丹半島以南の渡島半島西側海域の大陸棚は狭い。大陸棚の西側には、海盆や海山がほぼ南北に配列して複雑な海底地形となっている。最も西側に忍路海山、海洋海山、奥尻島と連なる奥尻海嶺が分布し、さらに西側には日本海盆が広がる。「昭和58年（1983年）日本海中部地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」のような大地震の発生は、この海域にユーラシアプレートと北米プレートの境界があり、両プレートが押し合うことによるとみられている。

山地帯の東側は、中央を北東－南西方向に阿寒－知床火山列の火山山地が走り、その南側には白糠丘陵を挟んで、十勝平野、釧路平野そして根釧台地と広大な平野や台地が発達する。北側には斜里平野、藻琴原野などの平野が分布するが、南側と比較すると小規模である。知床半島が火山山地からなり急峻な地形を持つのに対し、根室半島は白亜紀の堆積岩からなり平坦な地形となっている。太平洋岸、根室海峡、オホーツク沿岸には、厚岸湖、風蓮湖、瀧沸湖など大小の海跡湖が分布している。

オホーツク海側の海底地形は、全体として単調であるが、網走沖や斜里沖には海底谷や北見大和堆が分布し、やや複雑になっている。大陸棚の面積は広大である。

太平洋側の海底地形は、海岸線にほぼ平行な海底斜面が、太平洋プレートのオホーツクプレートへの沈み込み帯となっている、千島－カムチャッカ海溝まで続いている。プレートの沈み込み帯では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」などのような大規模な地震が発生している。

また、「平成5年（1993年）釧路沖地震」や「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」は、海洋プレート内のプレート破断型地震ではないかとみられている。釧路沖には海底斜面を切り海溝底まで続く全長190km、日本最大の釧路海底谷が発達している。

第3 地質の概要

本道の中央部山地帯は、地質的にはユーラシアプレートと北米プレートのかつての接合部と考えられており、南北の帯状配列を示す複雑な地質帯が分布する。日高山脈には、高温型の日高変成岩類・深成岩類、夕張山地や天塩山地には、蛇紋岩体・高圧型の神居古潭変成岩類が分布し、これらの地質体の一部は北方のサハリンへと連なる。山地帯の西側では、白亜紀層や優秀な炭層を含む古第三紀層、新第三紀層が、複雑な褶曲構造をつくりながら分布し

ている。西側南部には第四紀層が厚く堆積する石狩平野や勇払平野などの石狩低地帯が発達する。

石狩低地帯の西側は、地質的に東北日本弧の北の延長部である。中生代の堆積岩や白亜紀の花こう岩類を基盤として、古第三紀末から第四紀にかけての火山岩類と堆積岩類が主に分布している。特に新第三紀中期中新世～鮮新世前半の海底火山活動は、積丹半島や渡島半島など日本海側の断崖にみられる、膨大な安山岩質のハイアロクラスタイトをもたらした。

第四紀更新世の後半には、洞爺、支笏、倶多楽をはじめとする火山は激しい火山活動を行い、現在、湖となっているカルデラを形成した。周辺には厚い火砕流堆積物が分布している。

山地帯の中央に位置する石狩山地の大雪、十勝の火山群は第四紀に活動し、多量の火砕流堆積物をもたらした。美瑛～富良野地域や十勝平野では火砕流台地が発達し、溶結凝灰岩は層雲峡などで奇観を呈している。これら火山群は千島火山弧の西方延長部であり、北東－南西方向に雁行配列をしながら、阿寒－知床火山列に連なって、中央部山地帯の東側を南北に分けている。阿寒－知床火山列は、新第三紀の堆積岩類や火山岩類の土台の上に第四紀の火山がのる分布を示している。

中央部山地帯の東側北部では、白亜紀～古第三紀の地層を火砕岩や平坦面溶岩を主とする、新第三紀の地層が覆っている。東側南部では、白亜紀～釧路炭田の炭層を含む古第三紀層が、地域で最も古い地層として根室半島～釧路海岸と白糠丘陵に分布する。十勝平野は新第三紀～第四紀の堆積盆である。

第四紀更新世中～後期以降の屈斜路、阿寒、摩周の激しい火山活動は、現在湖となっているカルデラを形成し、多量の火砕流堆積物を根釧台地や網走地域にもたらした。

本道の活断層は、主に平野や低地帯、平野や低地帯と山地や丘陵地の境界に見られ、渡島半島の低地帯、石狩低地帯とその周辺、十勝平野、富良野盆地そして知床半島やその基部に集中して分布している。また、宗谷丘陵に分布する活断層も最近頻発しているサハリンの地震との関連で注目されている。

地震などに対して軟弱な地盤の泥炭地は、石狩川や天塩川、東部の釧路川などの下流域に広く分布し、本道で泥炭地の占める面積は約2,000km²に達している。

図1-4-1 北海道の地体構造区分



第6節 北海道及びその周辺における地震、津波の発生状況

第1 北海道の被害地震

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸はるか沖の地震以来、約410年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年（昭和27年）の十勝沖の地震、「1968年十勝沖地震」、1960年（昭和35年）の「チリ地震津波」、「1973年6月17日根室半島沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」、「平成30年北海道胆振東部地震」と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。

特に、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。

なお、過去に発生した各地域の主な被害地震は表1-5-1のとおりである。

表1-5-1 過去に発生した各地域の主な被害地震

地域	発生年月日	震源	規模	最大震度 ()現地調査等による	被害状況
太平洋沿岸	昭和27年3月4日 (1952) (十勝沖の地震)	十勝沖 N 41° 42' E144° 09' H 54km	8.2	(6 池田、浦幌、豊頃、 幕別、大津、音別、 厚真) 5 浦河、帯広、釧路	太平洋沿岸一帯に大被害、 大津波 (流氷の遡上に伴う被害含む) 死者28、不明者5、 負傷者287、 家屋全壊815、流失91、 半壊1,324
	昭和43年5月16日 (1968) 「1968年十勝沖地震」	青森県東方沖 N 40° 42' E143° 36' H 0	7.9	5 浦河、苫小牧、 広尾、函館	南西部地方を中心に被害、 津波 死者2、負傷者133 住家全壊110、半壊405
	昭和48年6月17日 (1973) 「1973年6月17日根室半島沖地震」	根室半島南東沖 N 43° 04' E145° 58' H 44	7.4	5 釧路、根室	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者26 住家全壊2、半壊1
	昭和57年3月21日 (1982) 「昭和57年（1982年）浦河沖地震」	浦河沖 N 42° 04' E142° 36' H 40	7.1	6 浦河	日高地方沿岸を中心に被害、 小津波 負傷者167 住家全壊13、半壊28
	平成5年1月15日 (1993) 「平成5年（1993年）釧路沖地震」	釧路沖 N 42° 55' E144° 21' H 101	7.5	6 釧路	釧路地方に被害 死者2、負傷者966 住家全壊53、半壊254
	平成6年10月4日 (1994) 「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」	北海道東方沖 N 43° 23' E147° 40' H 28	8.2	6 釧路、厚岸	釧路、根室地方に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348
	平成15年9月26日 (2003) 「平成15年（2003年）十勝沖地震」	十勝沖 N 41° 47' E144° 05' H 45	8.0	6弱 新冠、新ひだか、浦河 鹿追、幕別、豊頃 忠類、釧路町、厚岸	太平洋沿岸一帯に被害 不明者2、負傷者 847 住家全壊116、半壊368

太平洋沿岸	平成16年11月29日 (2004) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 57' E145° 17' H 48	7.1	5強 弟子屈、釧路町、別海 5弱 新冠、新ひだか、更別、 釧路、厚岸	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者 52 住家全壊 1、一部破損 4
	平成16年12月6日 (2004) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 51' E145° 21' H 46	6.9	5強 厚岸 5弱 更別、弟子屈、釧路町、 別海	釧路、根室地方に被害 負傷者 12
	平成17年1月18日 (2005) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 53' E145° 00' H 50	6.4	5強 厚岸 5弱 別海	負傷者 1
	平成23年3月11日 (2011) 「平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖 地震」	三陸沖 N 38° 06' E142° 52' H 24	9.0	4 新冠、函館、浦幌、大樹、南幌、帯広、 長沼、新篠津、音更、むかわ、北斗、釧路、 上ノ国、岩見沢、千歳、様似、厚真、平取、 更別、中富良野、新ひだか、浦河、白糠、苫 小牧、鹿追、知内、芽室、池田	太平洋沿岸を中心に被害、 津波 死者1、負傷者3 住家半壊4、一部破損7
	平成28年6月16日 (2016) (内浦湾の地震)	内浦湾 N 41° 57' E140° 59' H 11	5.3	6弱 函館 4 七飯、鹿部	負傷者 1 住家一部損壊3
日本海側	天保5年2月9日 (1834) (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E141° 24' H 0	6.4	6 石狩川河口付近 (推定) 5 札幌市の一部 (推定)	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
	大正7年5月26日 (1918) (留萌沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 12' E141° 36' H 10	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和15年8月2日 (1940) (北海道西方沖の 地震)	北海道西方沖 N 44° 22' E139° 49' H 0	7.5	4 羽幌 (留萌、幌延、苫小牧、 岩内、乙部、神恵内、 南尻別、倶知安、京極、 八雲、徳舜別)	天塩、羽幌、苫前を中心に 被害、津波 死者10 住家全壊26、半壊7
	昭和58年5月26日 (1983) 「昭和58年(1983年) 日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E139° 04' H 14	7.7	4 森、江差	檜山特に奥尻に被害、大津 波 死者4、負傷者24 住家全壊5、半壊16
	平成5年7月12日 (1993) 「平成5年(1993年) 北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E139° 11' H 35	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差	奥尻を中心に大被害、大津 波 死者201、不明者28 負傷者323、 住家全壊601、半壊408
内陸	昭和34年1月31日 (1959) (弟子屈地震)	釧路地方中南部 N 43° 23' E144° 22' H 10	6.3	(5 阿寒湖畔、上御卒別) 4 釧路	弟子屈、阿寒を中心に被害 澱粉工場倒壊1、住家全壊2、 住家半壊1、一部損壊

内 陸	昭和62年1月14日 (1987) (十勝地方南部の 地震)	十勝地方南部 N 42° 32' E142° 56' H 119	6.6	5 釧路	胆振、十勝、釧路を中心に 被害 負傷者7 住家一部損壊1
	平成7年5月23日 (1995) (空知地方中部の 地震)	空知地方中部 N 43° 39' E141° 43' H 16	5.9	5 北竜	空知、留萌地方を中心 に被害 負傷者4、住家一部破損59
	平成16年12月14日 (2004) (留萌地方南部の 地震)	留萌地方南部 N 44° 05' E141° 42' H 9	6.1	5強 苫前 5弱 羽幌	留萌地方を中心に被害 負傷者 8、 住家一部破損 165
	平成30年9月6日 (2018) 「平成30年北海道 胆振東部地震」	胆振地方中東部 N 42° 41' E 142° 0' H 37	6.7	7 厚真 6強 安平、むかわ	石狩、胆振地方を中心に被 害 死者43 (うち、市町村にお いて災害弔慰金の支給等 に関する法律に基づき、災 害が原因で死亡したもの と認められたもの2)、負 傷者782、住家全壊469、 半壊1,660一部損壊13、 849 (H31. 3. 31現在)
遠 地	昭和35年5月23日 (1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S 38° 24' W 73° 68' H 25 (米国地質調査による)	9.5	—	太平洋沿岸一帯に被害、大 津波 死者8、不明者7、 負傷者15、全壊38、流 出158、半壊82

注) 「震源」欄の記号は、N (北緯)、E (東経)、S (南緯)、W (西経)、H (震源の深さ(Km)) を表す。

「規模」欄の数値は、M (マグニチュード) を表す。

「チリ地震津波」の震源要素は米国地質調査所による。

※ 「発生年月日」列の「」は気象庁が名称を定めた地震を表す。

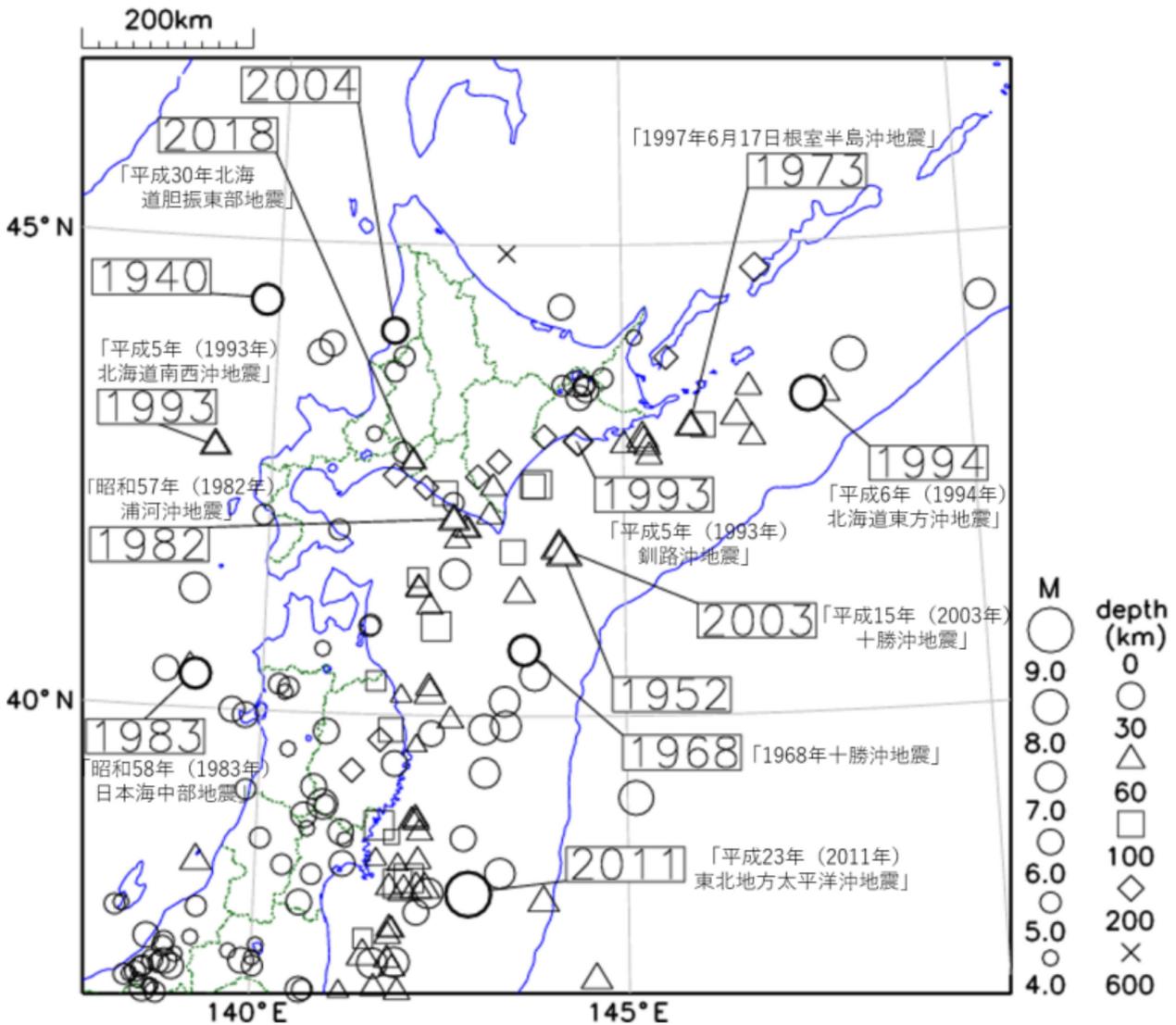
第2 被害地震の震央分布

北海道に被害をもたらした地震の震央分布は、図1-5-1のとおりである。

なお、このほかに、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。

図1-5-1

北海道に被害をもたらした地震の震央分布図



※ 吹き出しは被害をもたらした主な地震を示す。気象庁が名称を定めた地震はその名称を記載した。

第3 既往地震における道内各（総合）振興局地域の最大震度

北海道に被害をもたらした地震のうち、各（総合）振興局地域で震度5以上を観測、又は推定された市町村とその震度は、表1-5-2のとおりである。

道内では、胆振総合振興局の一部地域において、「平成30年北海道胆振東部地震」により初めて震度7が観測された。また、石狩、胆振、日高、渡島、檜山、十勝、釧路、根室（総合）振興局の一部地域及び石狩川河口付近において、「平成30年北海道胆振東部地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、国後島付近の地震、内浦湾の地震及び石狩川河口付近の地震により震度6を経験している。

最大震度（震度7～5）は気象庁発表の観測値を基本的に採用したが、各（総合）振興局地域において震度6、または、震度5の観測値がない場合には、現地調査、聞き取り調査等により推定した値も適宜採用した。

表1-5-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度

（総合） 振興局名	最大震度	
	[地点:地震名又は震央名(発生年)]	
空知	5	北竜 : 空知支庁中部 (1995)
	5強	三笠、長沼 : 「平成30年北海道胆振東部地震」
	5弱	岩見沢、南幌、由仁、栗山 : 「平成30年北海道胆振東部地震」
石狩	6	(震央付近) : 石狩川河口付近 (1834)
	6弱	札幌市東区、千歳 : 「平成30年北海道胆振東部地震」
	5強	札幌市北区、白石区、清田区、手稲区、江別、恵庭 : 「平成30年北海道胆振東部地震」
5弱	札幌市豊平区、厚別区、西区、北広島、石狩、新篠津 : 「平成30年北海道胆振東部地震」	
後志	5	寿都、小樽 : 「平成5年(1993年) 北海道南西沖地震」
胆振	7	厚真 : 「平成30年北海道胆振東部地震」
	6	(厚真) : 十勝沖 (1952)
	6強	安平、むかわ : 「平成30年北海道胆振東部地震」
	5	苫小牧 : 十勝沖 (1968)
	5強	厚真 : 「平成15年(2003) 十勝沖地震」
	5強	苫小牧 : 「平成30年北海道胆振東部地震」
	5弱	壮瞥 : 胆振地方西部 (2000)
5弱	室蘭、登別、伊達、白老 : 「平成30年北海道胆振東部地震」	
日高	6	浦河 : 「昭和57年(1982) 浦河沖地震」
	6弱	浦河、新冠、静内 : 「平成15年(2003) 十勝沖地震」
	6弱	日高、平取 : 「平成30年北海道胆振東部地震」
	5強	新冠、新ひだか : 「平成30年北海道胆振東部地震」
	5弱	浦河、新冠、様似 : 浦河沖 (2016)
渡島	6弱	函館 : 内浦湾 (2016)
	5弱	函館 : 「平成30年北海道胆振東部地震」
檜山	6	(奥尻) : 「平成5年(1993) 北海道南西沖地震」
	5	江差 : 「平成5年(1993) 北海道南西沖地震」
上川	5強	中川 : 上川地方北部 (2022)
	5弱	中富良野 : 「平成15年(2003) 十勝沖地震」
留萌	5強	苫前 : 留萌地方南部 (2004)

	5弱 羽幌 留萌地方南部 (2004)
宗谷	5弱 豊富 宗谷地方北部 (2019)
林-ツ	5弱 清里、北見、訓子府：「平成15年(2003)十勝沖地震」
十勝	6弱 豊頃、鹿追、幕別、忠類：「平成15年(2003)十勝沖地震」 5 帯広、本別、広尾：十勝地方南部 (1970) 5 帯広、広尾：「平成5年(1993)釧路沖地震」 5 足寄、広尾：「平成6年(1994)北海道東方沖地震」 5強 足寄、帯広、本別、更別、広尾：「平成15年(2003)十勝沖地震」 5強 浦幌：十勝地方南部 (2013) 5弱 上士幌、音更、清水、芽室、忠類：「平成15年(2003)十勝沖地震」 5弱 帯広、音更、清水、幕別、池田、豊頃、本別、新得、大樹：十勝地方南部 (2013)
釧路	6 釧路市、厚岸：「平成6年(1994)北海道東方沖地震」 6弱 釧路町、厚岸：「平成15年(2003)十勝沖地震」 5強 弟子屈、釧路町：釧路沖 (2004) 5弱 弟子屈、釧路町、厚岸、標茶、白糖：十勝地方南部 (2013)
根室	6 (別海)：国後島付近 (1907) 5 根室：「1973年6月17日根室半島沖地震」 5 根室、中標津、羅臼：「平成6年(1994)北海道東方沖地震」 5強 別海：「平成15年(2003)十勝沖地震」、釧路沖 (2004) 5強 根室：十勝地方南部 (2013)

(注) 震度は気象庁発表の観測値による、括弧付地点は聞き取り調査等による。
市町村ごとに、最大震度を記録した直近の地震を掲載。

第4 既往地震津波における沿岸市町村の最大波高

北海道における(総合)振興局別の沿岸市町村における最大波高は、表1-5-3のとおりである。道内のこれまでの遡上高の最大は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」による奥尻町の30.6mである。このほか、1933年三陸沖地震によるえりも町の14.2mや1952年の十勝沖地震による釧路町の6.5mなどがある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸(十勝～根室)において約500年間隔で発生する巨大地震(以下「500年間隔地震」という。)が明らかにされた。500年間隔地震は、津波の最大波高が10m～15m、海岸から2～3km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。直近のものは、17世紀初頭の発生であり、過去約6,500年間に10数回の発生が確認されている。

表1-5-3 (総合) 振興局別の沿岸市町村における最大波高 (単位m)

太平洋側						
(総合) 振興局	1933年 三陸沖 M8.1	1952年 十勝沖 M8.2	1960年 「チリ地震津 波」 M9.5	「1968年 十勝沖地震」 M7.9	「1973年6月 17日根室半 島沖地震」 M7.4	「平成6年(19 94年)北海道 東方沖地震」 M8.2
根室 釧路 十勝 日高 胆振 渡島	根室市 1.2 音別町 1.8 広尾町 6.0 えりも町14.2 登別市 1.5 長万部町 1.8 砂原町	根室市 3.1 釧路町 6.5 大樹町 3.3 様似町 3.3	根室市 3.2 浜中町 4.3 豊頃町 4.0 広尾町 様似町 5.0 厚真町 3.0 白老町 知内町 3.2	根室市 2.0 大樹町 2.7 広尾町 様似町 4.5	根室市 6.0 浜中町 4.5	根室市 1.7 浜中町 1.1 広尾町 1.6
(総合) 振興局	「平成15年 (2003年)十勝 沖地震」 M8.0	「平成23年(2 011年)東北 地方太平洋 沖地震」(東 日本大震災) M9.0				
根室 釧路 十勝 日高 胆振 渡島	根室市 1.4 厚岸町 4.4 広尾町 4.1 大樹町 3.2 えりも町 3.9 苫小牧市 1.1	根室市 3.2 釧路市 2.8 白糠町 2.5 浦幌町 3.9 豊頃町 4.3 広尾町 4.0 えりも町4.1 浦河町 2.9 新冠町 2.0 むかわ町3.1 苫小牧市3.5 室蘭市 1.5 洞爺湖町2.5 豊浦町 3.3 長万部町2.5 函館市 2.5				

日本海側						
(総合) 振興局	1940年 積丹半島沖 M7.5	「昭和58年 (1983年)日 本海中部地 震」 M7.7	「平成5年(199 3年)北海道南 西沖地震」 M7.8			
渡島 檜山 後志 石狩 留萌 宗谷	松前町 1.5 奥尻町 1.8 積丹町 2.7 岩内町 石狩町 2.4 苫前町 3.0 天塩町 利尻町 3.0	松前町 3.8 奥尻町 5.1 積丹町 3.2 浜益村 1.1 小平町 1.0 礼文町 2.0	松前町 2.4 奥尻町 30.6 島牧村 8.6 浜益村 1.9 羽幌町 1.5 利尻富士町2.0			

(注1) 最大波高は現地調査による浸水高で、1m以上に限る。

(注2) 東北地方太平洋沖地震の数値は、今後変更される場合がある。

第7節 北海道における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道での想定地震は表1-6-1及び図1となり、概要は以下のとおりである。

また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、参考表1-1及び図1-2のとおり、24地震54断層モデルを選定し、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算定を行った。

北海道での地震被害想定結果は、参考表1-3-1から1-3-4に示すとおりである。

今後、減災目標の策定を別途進めていく。

1 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM(マグニチュード：以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

①三陸沖北部(T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9の「1968年十勝沖地震」、1994年M7.6の「平成6年(1994年)三陸はるか沖地震」が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

②十勝沖(T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の「平成15年(2003年)十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は10%程度とされている。

③根室沖(T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の「1973年6月17日根室半島沖地震」が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年6月13日根室半島沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年(2003年)十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は80%程度とされている。

④色丹島沖(T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

⑤択捉島沖(T5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

(2) 500年間隔地震(T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

(3) 日本海東縁部(T7～T10)

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

①北海道南西沖地震(T7)

北海道南西沖では、1993年にM7.8の「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

②積丹半島沖(T8)

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

③留萌沖(T9)

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

④北海道北西沖(T10)

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特性が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から3900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

(4) プレート内のやや深い地震(P1～P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5の「平成5年（1993年）釧路沖地震」地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、

①釧路沖(P1)

②厚岸直下(P2)

③日高中部(P3)

を想定する。

2 内陸型地震

(1) 活断層帯(N1～N11)

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、以下の9の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い（20km以浅）逆断層型の地震が想定される。

①石狩低地東縁断層帯主部(N1)

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

②サロベツ断層帯(N2)

サロベツ断層帯は、豊富町から天塩町にかけての断層および伏在断層からなる。地震断層は東傾斜の低角逆断層で、全体としてM7.6程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大4%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。より北方の稚内市付

近にまで変動が及んでいるという指摘もある。

③黒松内低地断層帯(N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

④当別断層(N4)

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑤函館平野西縁断層帯(N5)

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0～7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑥増毛山地東縁断層帯(N6)

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑦十勝平野断層帯(N7)

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑧富良野断層帯(N8)

富良野断層帯は、富良野盆地の東部および西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東および西傾斜の逆断層であり、M7.2程度の地震の発生が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.03%である。

⑨標津断層帯(N9)

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

⑩石狩低地東縁断層帯南部(N10)

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜逆断層で、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

⑪沼田-砂川付近の断層帯(N11)

沼田-砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層でM7.5程度の地震を起こすと考えられている。最新活動期は不明である。

(2) 札幌市直下の伏在断層(F1)

札幌市直下については、分布する背斜構造に関連して3つの伏在活断層が想定されている(札幌市地震被害想定委員会)。いずれも東傾斜の逆断層であり、それぞれ野幌丘陵断層帯M7.5、月寒断層M7.3、西札幌断層M6.7の地震が想定されている。

(3) 既往の内陸地震(E1～E3)

①弟子屈地域(E1)

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも1938年M6.0、1959年M6.2、1959年M6.1及び1967年M6.5の地震があり被害を出している。

②浦河周辺(E2)

浦河周辺では、M6～7クラスの様々なタイプの地震が頻発し被害を受けている。1982年浦河沖M7.1とメカニズムが類似した地震は1930年代にも発生している(1931年M6.8)ことから、繰り返している可能性がある。

③道北地域(E3)

道北地域は、留萌地方から上川北部・宗谷地方にかけての定常的な地震活動が活発な地域であ

る。この地域では1874年M6.5が発生するなどM6かこれよりやや小さい地震が発生している。

(4) 網走・紋別沖(A1~A2)

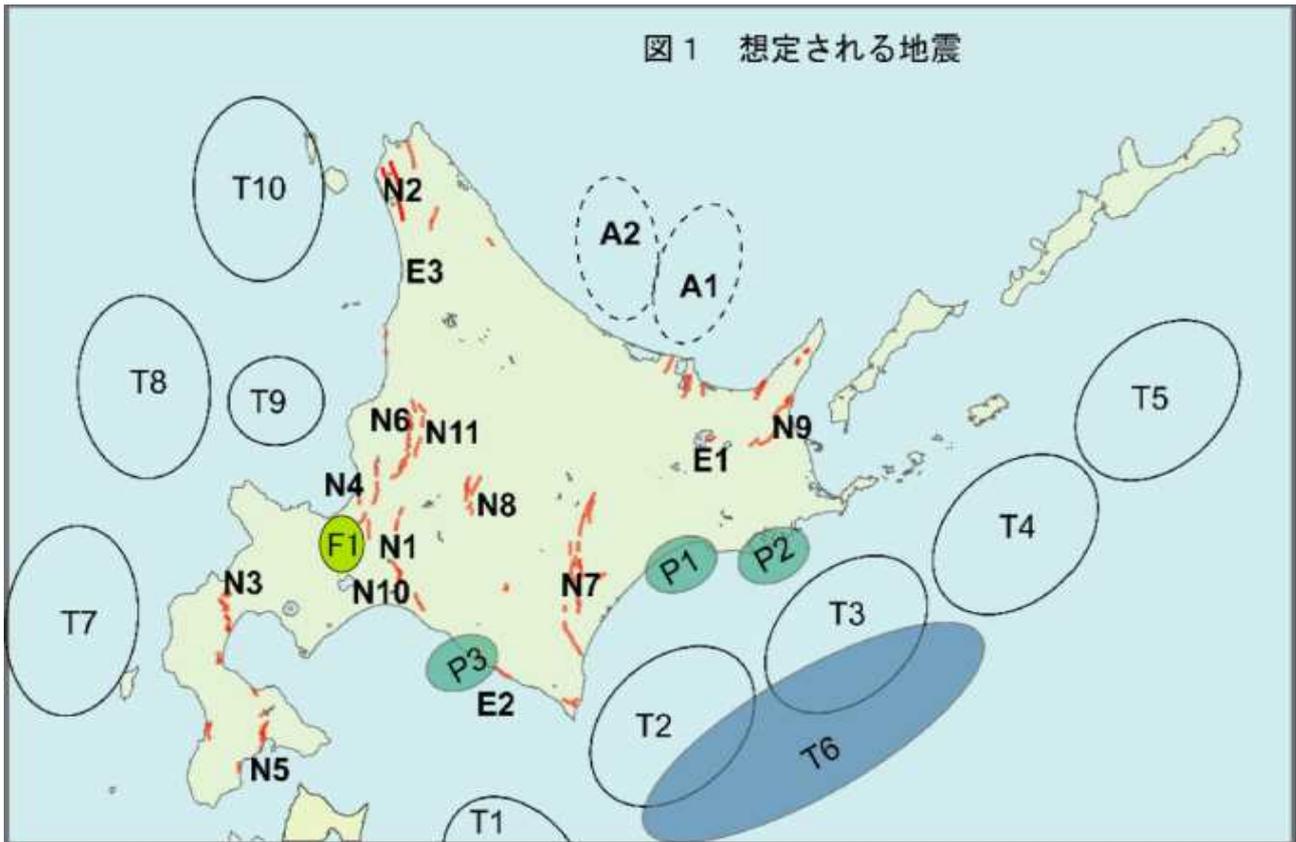
オホーツク海の網走沖(A1)及び紋別沖(A2)には海底活断層が知られている。網走沖の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約60km、東傾斜の逆断層と推定される。一方、紋別沖は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約70kmで同じく東傾斜の逆断層と考えられる。

表1-6-1

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

*断層モデルを公表している機関、地震本部:地震調査研究推進本部、中防:中央防災会議。

図1 想定される地震



3 その他

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、表1-6-2のとおり。

表1-6-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

【活断層】

主要断層帯名	地震規模 (マグニ チュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ0～1 %	ほぼ0～2 %	ほぼ0～3 %	13000年 －17000年	14000年前 以後
黒松内低地断層帯	7.3程度 以上	2～5% 以下	3～9% 以下	7～20% 以下	3600年-5000 年程度以上	約5900年前 －4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ 0.003%	1000年-2000 年程度	1739年 －1885年
同 (南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以 上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年－ 15000年程度	約11000年前 －2200年前
増毛山地東縁断層帯・沼 田－砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以 上	不明
同 (沼田－砂川付近 の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯 (西部)	7.2程度	ほぼ0～ 0.03%	ほぼ0～ 0.06%	ほぼ0～ 0.1%	4000年程度	2世紀 －1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0～ 0.01%	ほぼ0～ 0.02%	ほぼ0～ 0.05%	9000年－ 22000年程度	約4300年前 －2400年前
十勝平野断層帯 (主部)	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年－ 22000年程度	不明
同 (光地園断層)	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年－ 21000年程度	約21000年前 以後に2回
標津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年 －8000年	約5100年前以後

(注) 算定基準日：令和5年(2023年)1月1日

【海溝型地震】

領域又は地震名		地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生 間 隔	最新発生 時 期	
			10年以内	30年以内	50年以内			
千 島 海 溝 沿 い	超巨大地震 (17世紀型)	8.8程度以上	2~10%	7~40%	10~60%	約340~ 380年	17世紀	
	十勝沖	8.0~8.6程度	0.4%	10%程度	40%程度	80.3年	19.3年前	
	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度 以上	65.1年	49.5年前	
	色丹島沖及び択捉 島沖	7.7~8.5前後	20%程度	60%程度	80%程度	35.5年	—	
	ひとまわり小さい プレート 間地震	十勝沖・根室沖	7.0~7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5年	—
		色丹島 沖・択捉 島沖	7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	13.7年	—
	十勝沖から択捉島 沖の海溝寄りの プレート間地震 (津波地震等)	Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—	
	沈み込んだプレート 内のやや浅い地震	8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9年	—	
	沈み込んだプレート 内のやや深い地震	7.8程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—	
	海溝軸の外側で 発生する地震	8.2前後	—	—	—	—	—	
日 本 海 溝 沿 い	超巨大地震(東北 地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年 程度	11.8年前	
	青森県東方沖及び 岩手県沖北部	7.9程度	0.01%~ 5%	10%~30%	70~80% 程度	97.0年	54.6年前	
	宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年	—	
日 本 海 縁 部	北海道北西沖の地 震	7.8程度	0.002~0.04%	0.006~0.1%	0.01~0.2%	3900年程度	約2100年前	
	北海道西方沖の地 震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400~ 3900年程度	82.4年前	
	北海道南西沖の地 震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500~ 1400年程度	29.5年前	
	青森県西方沖の地 震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500~ 1400年程度	39.6年前	

(注) 算定基準日：令和5年(2023年)1月1日

第2 北海道における想定地震津波

1 基本的な考え方

北海道は、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

2011年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。

2 北海道太平洋沿岸の地震津波

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成（参考図7-1-1～7-1-13）しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

この新たな津波浸水想定の詳細は参考図11-1-1～11-1-9に示すとおりであり、令和4年7月及び12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表し、令和5年2月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定した。

3 北海道日本海沿岸の地震津波

北海道日本海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成26年9月に国が日本海の断層モデルの公表を行ったことから、公表された断層モデルを基に検討を行い、平成29年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定とし設定した。

この津波浸水想定の詳細は、参考図9-1-1～9-1-8に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。

4 北海道オホーツク海沿岸の地震津波

北海道オホーツク海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、国や北海道が設定した最大クラスの津波の断層モデルを基に検討を行い、令和5年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定とし設定した。

この津波浸水想定の詳細は、参考図12-1-1～12-1-5に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。

第8節 震災に対する調査研究の推進

本道は、地震活動の活発な地域であり、1952年（昭和27年）の十勝沖の地震、「1968年十勝沖地震」、「1973年6月17日根室半島沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」などにより、多くの被害を被ってきた。

道と道防災会議では、昭和40年度より「北海道における特異地盤に対する地震緊急対策に関する研究」として、シリーズ的に地域的な研究を進めてきた。都市部としては、釧路・函館・旭川・室蘭、根室などの調査を行っており、火砕流台地についても研究を行った。

また、道では、過去の地震災害を教訓として、広域性、複合性を持つ地震災害に係る防災対策に万全を期するため、昭和58年から昭和60年の3ヶ年にわたって、「北海道における想定地震の策定及び震度予測に係る基礎調査」、「北海道の地震地質」、「市町村別地震危険度評価」、「被害想定に係る基礎調査」などの項目に従い、「北海道における地震災害の地域特性を把握するための基礎的な調査研究」を実施してきたところである。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」及び「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」の発生により大きな被害を受けたが、これらの地震においては災害要因として液状化現象が特徴的であった。液状化現象により、釧路沖地震では、釧路港、浦河港及び釧路市内の各地域で亀裂、噴砂、地盤沈下等が起り、北海道南西沖地震では、渡島・檜山地方を中心に各地域で被害が起こった。また、北海道東方沖地震は釧路沖地震に比較して震源が遠かったにもかかわらず、地震の規模が大きかったことから、根室・釧路・網走・十勝地方と、より広範囲に被害が及んだ。道においては平成6年度に「北海道における地震災害の地域特性を把握するための基礎的な調査研究」による想定地震を基にした北海道地盤液状化予測地質図（参考図表参照）を作成した。

「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では奥尻島をはじめ、渡島・檜山地方を中心に津波災害による大きな被害を被った。この地震を教訓に津波の実態を把握するため、平成6年度から7年度にかけて想定地震を基に津波伝播状況及び津波水位の予測図を作成した。

平成15年9月26日に「平成15年（2003年）十勝沖地震」が発生し、十勝地方及び釧路地方など道東を中心に激しい揺れと津波が襲った。津波による被害の規模は比較的小さかったが、豊頃町では液状化災害が多発した。札幌市や北見市、標津町などにおいても液状化やそれを誘因とする地盤災害が発生し、苫小牧市では長周期地震動による石油タンクの被害が発生するなど、遠地における災害が注目された。

また、太平洋沿岸の津波堆積物の研究により、およそ500年周期で、過去に記録された津波の規模を遙かに超える津波が発生していたことが明らかにされた。北海道では、これらの新たな知見や「平成15年（2003年）十勝沖地震」での津波被害等を踏まえ、津波に対する対策の強化を目的として、想定される地震津波に対応した本道沿岸域における津波の特性を予測するため、平成16年度から各地域の津波浸水予測等調査を行い、順次津波浸水予測図を作成した。

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、東日本各地の沿岸域に従前の想定をはるかに超える大津波をもたらし、東北地方を中心に甚大な被害が発生した未曾有の大災害（東日本大震災）となった。このことを踏まえ、今後の津波防災対策においては、想定しうる最大クラスの津波を想定することとされ、「津波防災地域づくりに関する法律」により都道府県において、津波浸水想定の設定が義務づけられたことから、北海道においても、津波堆積物調査等、最新の科学的知見に基づき従前の津波浸水予測図を点検・見直しすることとし、平成29年に日本海沿岸、令和3年に太平洋沿岸を見直した。（平成24年の太平洋沿岸の見直しは法に基づかない道独自の見直し）

一方、平成7年の阪神・淡路大震災を引き起こした「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」は、活断層による内陸地震であったが、その特徴から都市直下型地震と呼ばれるようになった。この大災害を受けて北海道でも陸域の浅い地震への防災対策の必要性が指摘されるようになった。

道内の活断層は、活断層研究会（国内の地形・地質の研究者などの組織）による「日本の活断層」の中で、その分布や性質が示されていたが、発生危険度を示すデータはほとんど不明であった。

そこで、平成7年度から道内の主要7断層帯について、トレンチ調査を含めた精密調査を実施し、その活動特性を明らかにした（平成8～16年度は文部科学省地震関係基礎調査交付金事業）。そのうち、5断層帯については、活断層情報を取りまとめた活断層図を作成し、関係機関へ配布した。平成17年度以降、地震調査研究推進本部による基盤的調査観測の対象とされたサロベツ断層帯、幌延断層帯、増毛山地東

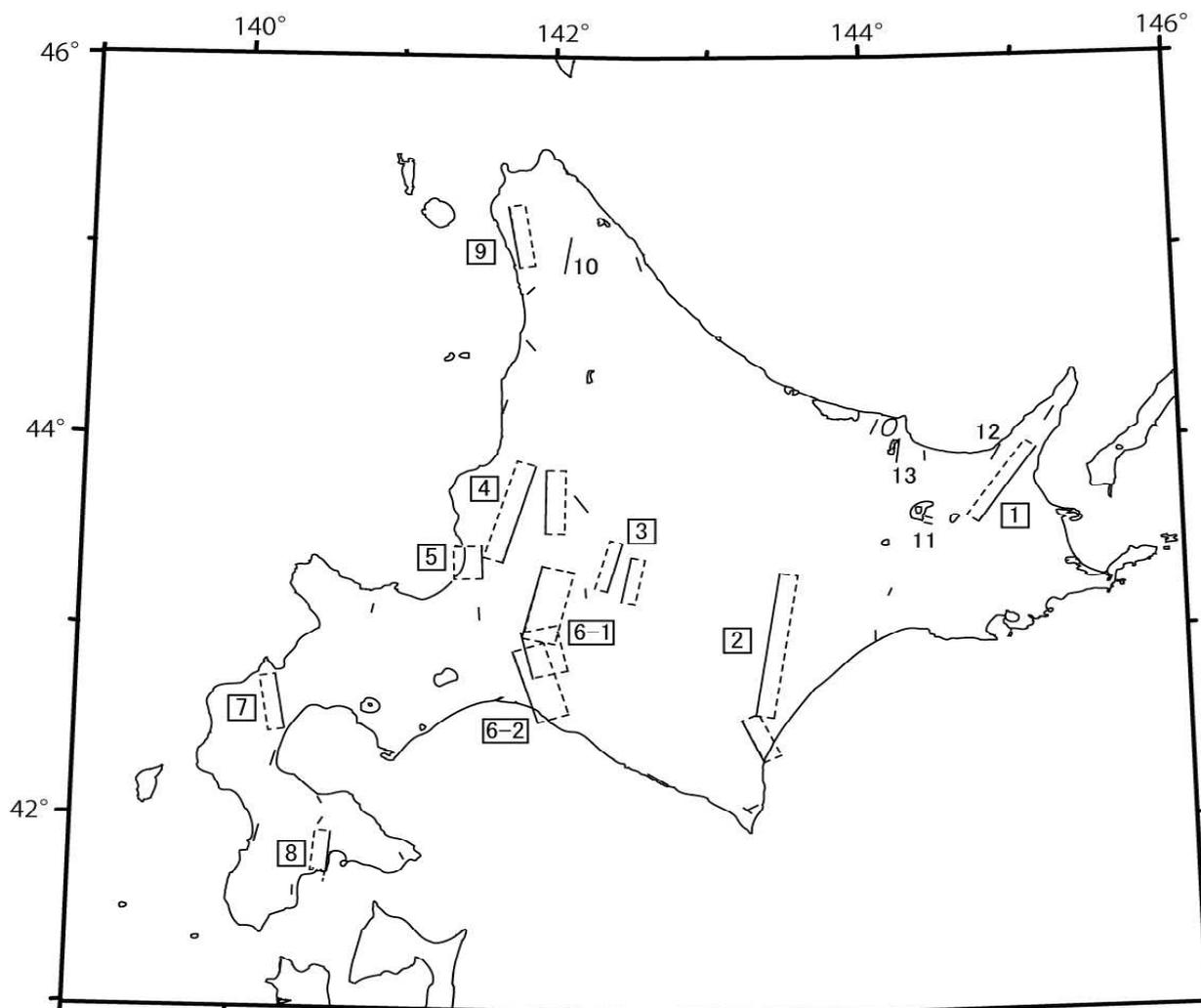
縁断層帯についても追加・補完調査が行われたが、幌延断層帯については活断層でないと判断された。これらの活断層帯は、全国の主要な活断層帯として地震調査研究推進本部による長期評価が公表されており、北海道の活断層の位置図は、図1-7-1に示すとおりである。また、北海道大学と道総研地質研究所は、共同で問寒別断層帯と弟子屈地震断層（1938年屈斜路地震断層）の調査を行い、道総研地質研究所単独でも峰浜断層帯や網走湖東岸断層帯等の調査が行われた。

こうした新たな調査や地震調査研究推進本部における評価等のほか、海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等も検討し、第7節に記載のとおり、平成23年に北海道に影響を及ぼす可能性のある地震の想定を行った。

今後も、本道の地域特性を考慮した地震防災対策に資するため、地質地盤等に関する調査研究の推進に努めていくものとする。

また、平成30年9月の「平成30年北海道胆振東部地震」では、北海道で初めて震度7を観測し、多くの被害が発生した。この地震による被害の特徴は、震源地周辺で発生した斜面崩壊、札幌市や北広島市等の住宅地及び苫小牧港等で発生した地盤液状化による被害、そして、震源地に近い苫東厚真火力発電所の被災に伴う全道での全戸停電（ブラックアウト）の発生である。また、この震源地の約10km西には主要活断層である石狩低地東縁断層帯が存在しており、当該断層帯との関係や今後の影響にも関心が高まった。こうしたことを踏まえ、道では、この地震のメカニズムを明らかにし、斜面崩壊や家屋倒壊などといった災害の発生プロセスの解明、さらに地震発生時における大規模停電による社会的影響等を研究することは、地震防災対策の推進に寄与するものと考え、北海道大学を代表とする研究組織に対して、総合調査の依頼を行い、道内外の大学や研究機関が連携しながら、調査・研究が行われた。

図1-7-1 北海道の活断層



----- 主要活断層帯（地震調査研究推進本部）

————— その他の断層帯

- | | | | |
|-----|-------------------------------|----|-----------|
| 1 | 標津断層帯 | 7 | 黒松内低地断層帯 |
| 2 | 十勝平野断層帯 | 8 | 函館平野西縁断層帯 |
| 3 | 富良野断層帯 | 9 | サロベツ断層帯 |
| 4 | 増毛山地東縁断層帯
(沼田-砂川付近の断層帯を含む) | 10 | 間寒別断層帯 |
| 5 | 当別断層 | 11 | 弟子屈地震断層 |
| 6-1 | 石狩低地東縁断層帯主部 | 12 | 峰浜断層群帯 |
| 6-2 | 石狩低地東縁断層帯南部 | 13 | 網走湖東岸断層帯 |

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、道、市町村及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、道民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 道民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、道民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、道民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する道民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) レベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

(第3章 第5節「避難対策計画」第4 1 (2)を参照)

第6 津波に対する心得

1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだ

け高い場所に避難する。

- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ① 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - ② 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

3 漁業地域関係者

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

道、市町村及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 道、市町村及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 国、道及び市町村は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 道、市町村、防災関係機関及び施設管理者は、高層ビル、地下街及びターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 道及び市町村は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 国、道及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 国、道及び市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 道及び市町村は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 国、道及び市町村は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 道及び市町村は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 道、市町村、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 国、道及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

道、市町村及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

道、市町村及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 道、市町村、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

- 2 道、市町村及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 道、市町村及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- 4 道、市町村及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第6 復旧対策基地の整備

道及び市町村は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策等

- 1 道、市町村、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 国、道及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

道、市町村及び防災関係機関は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

道、市町村及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市町村は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、道及び市町村等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- 2 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動用道路
 - (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
 - (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校(前期課程)、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
 - (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
 - (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
 - (9) 地域防災拠点施設
 - (10) 防災行政無線施設、設備

- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、必要に応じ、津波浸水想定を見直すものとする。
- 3 国、道及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 4 道及び市町村は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- 5 国、道及び市町村は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

道、市町村及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

1 道、市町村及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 道及び市町村並びに防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 道及び市町村並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 北海道防災会議の行う訓練

北海道防災会議は、防災関係機関及び関係市町村と共同して、次の訓練を実施する。

1 防災総合訓練

地震・津波災害を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

地震、津波情報及び津波注意報、警報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

第3 市町村及び防災関係機関の行う訓練

市町村及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

1 情報通信訓練

2 広報訓練

3 指揮統制訓練

4 火災防ぎょ訓練

5 緊急輸送訓練

6 公共施設復旧訓練

7 ガス漏洩事故処理訓練

8 避難訓練

9 救出救護訓練

10 警備・交通規制訓練

11 炊き出し、給水訓練

12 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練

13 災害偵察訓練等

第4 相互応援協定に基づく訓練

道、市町村及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

道、市町村及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第6 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

道、市町村及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 市町村は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- 2 道は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、市町村が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の調達体制の整備に努める。
- 3 道及び市町村は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用ペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

道、市町村及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市町村は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具、燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、市町村の整備の取組を支援し、補完する。

第3 備蓄倉庫等の整備

道及び市町村は、防災資機材倉庫等の整備に努める。

(参考) 資料編8-2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

第 6 節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市町村及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第 1 基本的な考え方

災害予防責任者は、地震・津波災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等を活用するものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第 2 相互応援(受援)体制の整備

1 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

2 市町村

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

3 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

4 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 道及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成

を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

- (2) 道、市町村及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 道及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 道及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (6) 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震・津波災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

市町村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ市町村の担当者研修会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の確かな行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として通例次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

市町村の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市町村等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市町村長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避難等（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市町村等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

なお、市町村が当該計画を作成するに当たっては、関係機関や地域住民等との綿密な連携が必要不可欠であることから、市町村防災会議のほか、(総合)振興局地域災害対策連絡協議会を利用するなど、その推進を図るものとする。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 市町村は、地震・津波等による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いに入るときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市町村からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動するよう、市町村は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 道及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 5 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 道及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- 9 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 市町村は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。
その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象		崖崩れ 土石流 地滑り	大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	噴火に伴い 発生する 火山現象 (※2)	津波	地震
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる							
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B) いずれに 該当	構造 (A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2）							施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）		
	《例》 津波は a1、a2、a3を満たす	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）									
立地 (B)	安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			

- ※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
- ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
- ※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 市町村長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 市町村は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定一般避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的小さい場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 市町村は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - (5) 市町村は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。
- 6 市町村は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 市町村長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4 市町村における避難計画の策定等

- 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知
- 市町村長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。
- また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。
- そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。
- また、道は市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。
- 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知
- 市町村長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考

慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 市町村等の避難計画

市町村等は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

道は、津波避難計画策定指針（資料編 9-9 参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

（参考：「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」【北海道作成】資料編 9-8 及び 9-9 参照）

- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水、給食措置
 - ② 毛布、寝具等の支給
 - ③ 衣料、日用必需品の支給
 - ④ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ① 避難中の秩序保持
 - ② 住民の避難状況の把握
 - ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - ④ 避難住民に対する各種相談業務

4 避難に関する広報

- (1) 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
- (2) 緊急速報メールによる周知
- (3) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (4) 避難誘導者による現地広報
- (5) 住民組織を通じた広報

第5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第6 防災上重要な施設の管理者

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成

し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 避難の経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道及び市町村は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震・津波災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

地震・津波災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、市町村及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 道の対策

道は、市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

(1) 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や留意点等の提示、研修会の実施等の取り組みを通じた支援に努めていく。

(2) 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などについて市町村と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。また、防災総合訓練などの実施にあたっては、道は、市町村等と協力して、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者その他の要配慮者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 指定福祉避難所の指定促進

災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市町村における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

(4) 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

2 市町村の対策

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 地域防災計画の策定

市町村は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理

し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

市町村は、要配慮者について、市町村の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

市町村は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の策定

市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市町村は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

市町村は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

4 外国人に対する対策

道及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

なお、比較的頻度の高い一定程度の津波の詳細は、【参考図表】第8及び第10に示す。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定や見直しを行うものとする。

ハード対策として、国、道及び市町村等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、沿岸市町村は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は可能な限り市町村が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

国、道及び市町村等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(1) 海岸保全対策

国、道及び市町村等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

また、国は、津波発生時に船舶の待避場所を確保するため、開発保全航路の一部として泊地を指定し、その開発・保全を行うものとする。

(2) 河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤

等、外郭施設の整備事業を実施する。

(4) 監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施する。

ア 国土交通省所管 海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS波浪計等

イ 文部科学省所管（国立研究開発法人防災科学技術研究所）【観測データ提供先：気象庁】

日本海溝海底地震津波観測網（ケーブル一体型観測網／地震計、水圧計）

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸市町村等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 国、道及び市町村は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

沿岸市町村は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

沿岸市町村長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、市町村及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(5) 沿岸市町村

沿岸市町村は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

道、市町村及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- エ 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - (ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - (イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

(3) 漁業地域において、周知を図る事項

- ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第 1 1 節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、道及び市町村は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、市町村火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、道及び市町村は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 3 予防査察の強化指導

市町村は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市町村は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第 5 消防計画の整備強化

市町村の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、道、市町村及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第2 危険物保安対策

1 事業者

- (1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (3) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

2 北海道、市町村（消防機関）

- (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

3 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

4 北海道産業保安監督部

鉱山における高圧ガス、石油貯蔵タンク、パイプライン等の危険物については、適切な保安措置、管理、取扱作業に対する従業員への保安教育の徹底、自主保安体制の確立を指導するほか、立入検査等により保安対策について監督、指導を行うものとする。

第3 火薬類保安対策

1 事業者

- (1) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

2 北海道産業保安監督部

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- (4) 事業者の予防対策について監督・指導する。

3 北海道

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

4 北海道警察

- (1) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- (2) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- (3) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

5 市町村（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第4 高圧ガス保安対策

1 事業者

- (1) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

2 北海道産業保安監督部

- (1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

3 北海道

- (1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- (3) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに

道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

4 北海道警察

- (1) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

5 市町村(消防機関)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第5 毒物・劇物災害対策

1 事業者

- (1) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室(保健所)、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

2 北海道

- (1) 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

3 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

4 市町村(消防機関)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第6 放射性物質災害対策

1 事業者

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

2 市町村(消防機関)

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 北海道警察

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害

の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

第1 建築物の防災対策

1 防火地域及び準防火地域の指定促進

道は、市町村が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

2 市街地における再開発の促進

市町村は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

道は、市街地再開発事業を施行する者に対し、必要により技術援助を行う。

3 木造建築物の防火対策の促進

道及び市町村は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

4 既存建築物の耐震化の促進

道及び市町村は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

5 ブロック塀等の倒壊防止

道及び市町村は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

6 窓ガラス等の落下物対策

道及び市町村は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

7 被災建築物の安全対策

- (1) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- (2) 道及び市町村は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (3) 道及び市町村は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

1 道及び市町村は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

2 国及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、国、道及び市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第14節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

- 1 本道における、当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所数並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。

【R5.4.1現在】

自然現象の種類	平成14年度公表 土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	
			土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	6,466	6,511	6,227
土石流	4,995	4,733	1,801
地滑り	437	506	0
計	11,898	11,750	8,028

※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

（北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況）

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>（HP版）

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/>（スマホ版）

- 2 本道における山地災害危険地区は、次のとおり。

【R5.4.1現在】

区 分	箇所数
山地災害危険地区	15,474

※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

（北海道（民有林）の山地災害危険地区）

<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>

（北海道（国有林）の山地災害危険地区）

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html>

第2 予防対策

道及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

北海道開発局は、河道閉鎖による湛水を原因とする土石流等の調査及び市町村へ情報提供を行う。

1 北海道

- (1) 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を関係市町村の長に通知するとともに公表するものとする。
- (2) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するものとする。
- (3) 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び

居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示するものとする。

- (4) 市町村の長に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、市町村地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導するものとする。
- (5) 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。
- (6) 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うものとする。
- (7) 大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるように気象庁と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。
- (8) 重大な土砂災害（地滑り）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、市町村長が避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

2 市町村

- (1) 市町村地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域情報の収集及び伝達体制、指定避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (3) 市町村地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

また、前項エに掲げる管理者は次の事項に留意し、避難計画を策定することが有効である。

 - ① 施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
 - ② 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める
 - ③ 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
 - ④ 施設内の垂直待避も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する

- ⑤ 避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥ これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる
- (4) 警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

3 北海道開発局

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、市町村に対し地すべり危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限するものとする。

(3) 市町村

住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

ア 北海道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、市町村に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適當なものを施工するものとする。

(ロ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(ハ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ 市町村

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 北海道森林管理局、北海道

(ア) 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

(イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に即して機能することを確保するものとする。

(ロ) 市町村に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

イ 市町村

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

- 1 道及び市町村並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

（政策の体系）



2 液状化対策の調査・研究

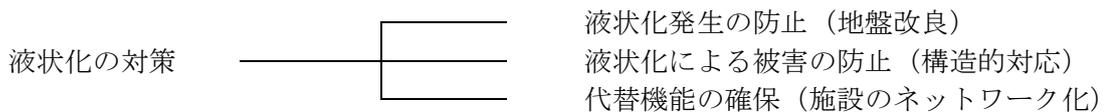
道及び市町村並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
 - (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
 - (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
- が考えられる。

（手法の体系）



4 液状化対策の普及・啓発

道及び市町村並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、道民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

2 航空輸送の確保

道及び防災関係機関は、地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落の発生が予想されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

道及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

道、市町村及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

2 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第5 スキー客等に対する対策

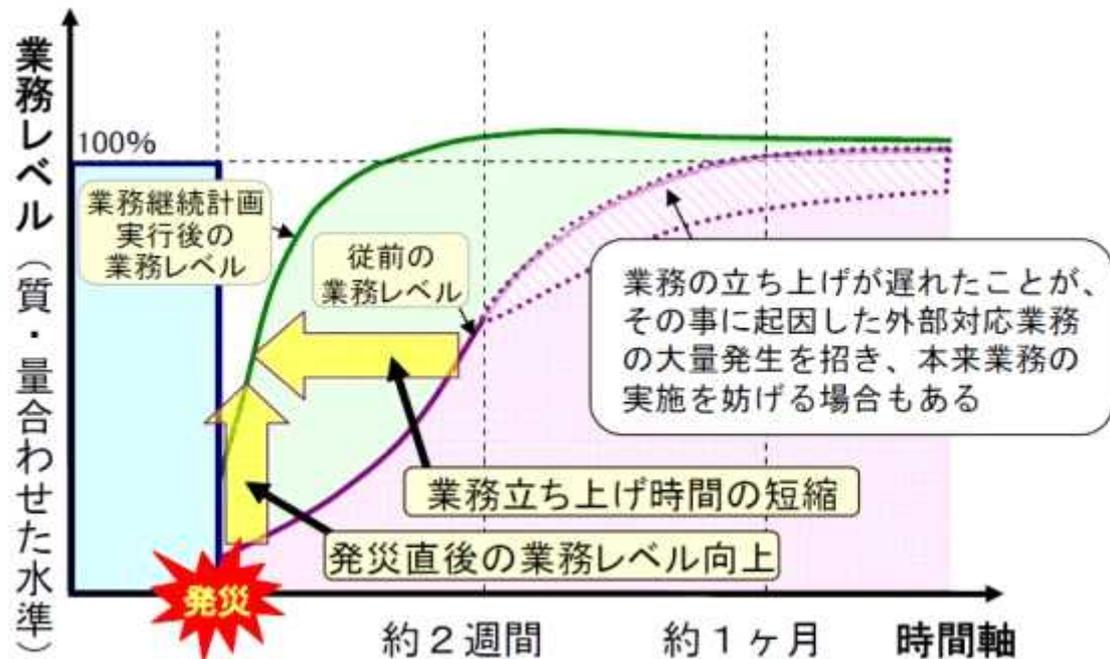
スキー場を有する市町村にあつては、多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客・関係者の被災が懸念されることから、市町村地域防災計画にスキー場利用客等への対策について定めておく。

第17節 業務継続計画の策定

道及び市町村は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 北海道

道は、平常時から災害に備えて体制の整備などを行い災害時に、道民の生命・身体・財を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の道の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。このため、道は、災害時においても道の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも知事不在時の明確な代行順位及び職員の実集体制、本庁舎及び総合振興局又は振興局等の庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的実施するとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、継続的改善を行う

ものとする。

2 市町村

市町村は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村等と連携して、事業継続力強化支援改革の策定に努めるものとする。

(参考)

資料編 9-1 「北海道庁業務継続計画」[第3版]

資料編 9-2 「ICT部門の業務継続計画（ステップ3）」

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

道及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第18節 複合災害に関する計画

道、市町村をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- 3 道及び市町村は、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。